

# 中国近代の桑葉商人について

田 尻 利

- I. はじめに
- II. 葉行の機能
  - (1) 仲介的機能
  - (2) 再販売購入的機能
- III. 葉行の営業形態
- IV. むすび

## I. は じ め に

中国では、わが国とは異なり、桑葉が商品として広く流通し、養蚕農家は不足分の桑葉を容易に入手することができていた。筆者はかつて清代の太湖南岸地方における桑葉売買慣行について論じたことがある<sup>1)</sup>。この桑葉売買の意義について、わが国の研究者は概して否定的であり、これをアブノーマルなもの、つまりわが国の養蚕業で一般的であったように農家が各自で桑園を所持することをノーマルな形態とみなしていた。これに対する筆者の前稿の立場はつぎのとおりである。桑葉売買慣行が定着していたため、当時の当該地域の農民は、桑園経営の有無あるいは桑園経営の規模の大小を問わず、家族労働力に応じた規模の養蚕が可能になった。養蚕経営の安定化・健全化よりも、家族の再生産がまず当面の必要であった農民にとっては、養蚕を自己の経営に導入することによって、経営・家族の再生産が可能になったという点では、桑葉の売買はむしろプラスと評価すべきではないのか、と。この見解は本稿でも変わらない。

前稿においては、桑葉売買に関する史料を可能なかぎり提示することに留意したが、桑葉売買に従事した桑葉商人＝葉行、青桑葉行については、適切な史料を欠いていたため、民国期の調査である上原重美の説明によって、清代の葉行の機能を説明せざるをえなかった。その後、葉行について二つの史料を知った。ひとつは同治9（1870）年蔡蓉升原纂、民国6（1917）年蔡蒙補刊の『双林鎮志』である。本書は活字本であるが、同治原纂本のたんなる活字化ではなく、新たに採録した部分を持ち、しかも原纂と民国期における補纂を明示しているため、記述がいつのものか明確になる。いまひとつは乾隆25（1760）年原刊董寧世原纂、民国25（1936）年刊盧学溥補纂の『烏青鎮志』である。原刊『烏青鎮志』は民国7（1918）年に活字によって刊行され、この活字本が比較的多く流布しており、前稿ではこれを利用した。盧学溥補纂本は木版によるが、活字本が乾隆志の巻別構成を若干変更して活字にしただけのいわば乾隆志の活字版であったのに対し、

本書は原刊本を忠実に採録するだけでなく、新たな記述もを加えたうえ、民国刊『双林鎮志』と同様に原纂と補纂との相違を明示しているため、活字本よりもはるかに利用価値が高いものとなっている。本稿では主としてこの補纂木版本を利用するが、乾隆期までの叙述を利用するばあいは前者の活字本をも利用することもある（活字本を乾隆『烏青鎮志』と記し、木版本を乾隆・民国『烏青鎮志』と記す）。

前稿発表後、同治・民国『双林鎮志』は東京大学東洋文化研究所蔵本の、乾隆・民国『烏青鎮志』は京都大学人文科学研究所蔵本の部分写真複写を入手したが、その後中国で『中国地方志集成 郷鎮志專輯』（1992）（以下『集成』と略記）が刊行された。『集成』は両書だけでなくこの地方の鎮志を網羅して復刻しているため、鎮レベルで問題を検討するさいの地方志の利用条件が飛躍的に前進した。さらに、江南地方の社会経済構造について精力的に検討作業をすすめている陳学文氏<sup>3)</sup>らによって、『嘉興府城鎮経済史料類纂』（以下『類纂』と略記）、『湖州府城鎮経済史料類纂』が刊行され、この地方の経済関係史料が紹介されている。また、前稿でも利用したが、この地方の栽桑養蚕技術を集大成した汪曰楨『湖蚕述』<sup>4)</sup>について、蔣猷龍氏による『湖蚕述注釈』が公刊された<sup>5)</sup>。本書では『湖蚕述』の本文に校訂・注釈が施されたうえ、理解の便のために他書の図が適宜掲載されているので、われわれ門外漢にも蚕糸業関係の専門用語・術語の理解が可能になった。こうして前稿執筆のときにくらべて、史料の面でははるかに便利になっている。

本稿は、前稿に欠けていた桑業商人＝葉行の具体像を史料によって明らかにすることを目的としている。対象とする時代は、主要史料が同治・民国期のものであるため近代が中心であり、対象地域は前稿と同じく中国屈指の蚕糸業地域である太湖南岸地方すなわち浙江省湖州府・嘉興府である。

## II. 桑業商人＝葉行の機能

商品としての桑葉の売買には先物取引と現物取引があり、明代以来先物取引を「稍葉」<sup>1)</sup>、「秒葉」<sup>2)</sup>、「梢葉」と称していたが、18、19世紀にいたると、「稍葉」は先物取引の意を濃厚に保存しながらも、現物取引をも含めた桑葉売買一般を示す用語となっていた（前稿上 p. 48）。上原重美によれば、江浙地方の桑葉の取引は、先物取引は農村部を中心に、現物取引は都市部においておこなわれ、その取引機関として青葉行があった、という<sup>6)</sup>。前稿では先物取引に従事した桑業商人の事例を史料的に提示することはできなかったが、これへの関与については推定していた（上 p. 51）。

ところで、前稿発表後、『湖蚕述』の校注者蔣猷龍氏から貴重な教示をえた。蔣猷龍氏の見解はつぎのようである<sup>7)</sup>。桑葉売買は養蚕業全体のなかではけっして大きな比重を占めるものではないが、新中国建国後にも普遍的にみられた現象である。桑業商人＝葉行は桑葉の需給の調整を目的とする私的組織であり、「経営方式」には①みずから桑葉を購入して再販売するばあいと、②栽桑戸と養蚕戸とを仲介して5～12%の手数料をとるばあいがある。氏の推計によれば、明清時代の杭州・嘉興・湖州地方の養蚕経営においては約75%が桑葉自給農家であって不足分のみを購入し、約12.5%が栽桑面積が大であって桑葉販売を主とする経営、残りの約12.5%が桑葉を購入

に依存する経営であったという。

わが国戦前期の蚕糸業関係の文献については一部を前稿で紹介したが、そのほか多くの文献が桑葉売買に触れるなかで、注目されるのが明治31（1898）年に中国の蚕糸業地帯を視察した本多岩次郎の『朝鮮支那蚕糸業概観』である。本多は、桑葉売買は華北では「甚ダ少ナシ」と述べ、ついで「南清地方ニ於ケル桑葉ノ売買ハ中清ニ比シテ遙ニ多キガ如シ」と華南の桑葉売買の活況を伝えるとともに、華中の蚕糸業地帯における桑葉売買については、「賒稍」と「現稍」という乾隆以来の用語を使用しこれを二分し、「賒稍」とはすなわち予約法であり、秋冬に桑園の一定の地積に対しあるいは収穫量に対して契約をするもの、「現稍」とはすなわち現場売買法であって、市場に搬出して販売するばあいと圃場にて販売するものがあった、という。<sup>8)</sup>

さて、桑葉商人＝業行には、蔣猷龍氏が説いたように、栽桑農家と養蚕農家のあいだを仲介して手数料を獲得する牙行的ブローカーの機能と、栽桑農家から桑葉を購入して養蚕農家に再販売する機能がある。後者こそ商業の本来の機能であり、商学ではこれを再販売購入と称している。本稿では、桑葉商人の機能を仲介的機能と再販売購入的機能に分けて検討してゆきたい。

### (1) 仲介的機能

桑葉商人を業行というのは、桑葉を扱う牙行という業態から生じた用語であり、語源からすればこの仲介的機能が主要であると思われるが、史料的には前稿で紹介した費南輝『西吳蚕略』（『湖蚕述』巻2稍業）が、それをもっともよく示している。のちにも利用するのでここに引用しておこう。

蚕向大眠。桑葉始有市。有經紀主之。名青桑業行。無牙帖・牙税。市価早晚週別。至貴每十箇錢至四五緡。至賤或不值一飽。議価既定。雖黠者不容悔。公論所不予。

はじめに、「桑葉始めて市有り。經紀有りて之を主る。青桑業行と名づく。牙帖・牙税無し」とあるように、桑葉市には青桑業行という經紀がいて売買をつかさどる、とある。經紀とは牙行の別称であり、この牙行＝業行には「牙帖・牙税無し」というのであるが、この問題については次章でとりあげる。青桑業行すなわち業行の仲介によって成立した取引における価格は、「議価既に定まれば、黠者といえども悔いを容れず。公論の予らざる所なり」とあるように、桑葉売買の取引においては業行は絶対的な地位にあった。

この業行の仲介的機能を示す事例につぎのものがある。

（四月）中旬青葉行盛開。自曉至辰。放葉接葉。踵接肩摩。葉価貴賤。判於俄頃。有早間百斤千文。逾時不值百錢。（乾隆『濮院瑣志』巻6歳時、『集成』21所収）

本書は写本で伝わり、乾隆39（1774）年の序がある。濮院鎮は嘉興府桐郷県に属し、明清時代には江南の著名な五大鎮のひとつであった。<sup>10)</sup>旧暦4月中旬になると、青葉行＝業行がきそって営業を開始する。払曉から辰（午前7～9時）までが取引きの時間であり、桑葉の売り手と買い手で業市は雑踏をきわめる、という。業行がこの両者の仲介をしたのであろう。業市の時間が早朝に限定されているのが、18世紀70年代までの濮院鎮であった。

濮院鎮における業市については、沈廷瑞『東畚雜記』（『類纂』p.152）がより詳細に状況を語っている。

(A) 桑業行開在四柵近処。以利船出進也。采桑時下郷震沢客船買葉者雲集。毎日暮如烏鴉野鷺，争逐而來。頃刻四塞。(B) 凡三市。曰頭市・中市・末市。每一市凡三日。每日市價凡三變。曰早市・午市・晚市。

沈廷瑞は濮院鎮出身の人であり、濮院等について記した『東畚雜記』はこの地方の地方志によく引かれている。上引の文に酷似した文章が民国『濮院志』卷14農工商（『集成』21）にも、出典を示さずに収められている。沈廷瑞は乾隆期の人と思われるので、この文章は前掲の『濮院瑣志』の記事とさほど時期はかわらない。まず、(A)において「桑業行四柵の近処に在りて開かる。船の出進に利するを以てなり」とあるように、葉行は「四柵の近処」におかれた。水郷地帯である湖州・嘉興地方の鎮は運河によって圍繞されており、城鎮の多くはかつて治安上の配慮から「四隅」の運河に柵をめぐらしていた<sup>12)</sup>。四柵は鎮の入口ともいべき地点に設けられているため、周辺の郷鎮との交通の拠点となっており、葉行はここに開かれる。桑業を採る時期になると下郷——この地方で下郷といえば太湖により近い南潯、震沢を指している。「下郷（南潯、震沢、壇邱等処）」（乾隆・民国『烏青鎮志』卷21，『集成』23。引用文中の括弧は割注を意味する）——の震沢鎮から桑業購入に訪れる客船が雲集し、四柵はたちまちにして塞がる<sup>13)</sup>。

つぎに(B)の部分であるが、『濮院志』卷14農工商では、「立夏三日開市」という文章が「頭市」の前に新しく添加されていて、葉市は立夏三日後に開くの通例にあっていたようである。葉市に早市、中市、晩市のあったことについては前稿（上p.53）に触れたが、ここでは頭市、中市、末市と時期よっての呼称とともに、早市、午市、晩市と一日の市を時間によっても区別している。乾隆『濮院瑣志』では「早市」で終了した葉市が、沈廷瑞の時代には開設時間が午・晩にまで延長されている。養蚕農家と栽桑農家との取引の仲介に四柵にある葉行が従事していることは確実であるが、具体的記述はない。

ついで本稿の主要史料のひとつである同治・民国『双林鎮志』における記事である。本書では卷14全巻が「蚕事」として蚕桑製糸関連にあてられる。桑業売買に関しては、まず冒頭の部分に、前稿（上p.46）で提示した乾隆『湖州府志』とほぼ同様の文章を掲げ、「栽桑」の条では「立夏後采桑買葉。謂之葉市」と述べて、立夏後に葉市のたつことを示す。なお、本書卷14は巻頭に割注で「原纂」と明記しているので、注記のないかぎり、蔡蓉升によって同治期に編纂されたものであり、したがって19世紀70年代までの状況を示すものである。双林鎮は湖州府歸安県に属し、濮院と同じく江南五大鎮のひとつであった<sup>14)</sup>。

(A) 蚕多葉少必須買葉。大眠後葉市開秤。然後開葉船。取行票到地紮葉。如地主欠額無償。則勒令至行中倍罰。甚或繫之如捕盜。所謂鮮貨道路。非同兒戲也。(B) 然買葉者予算十担。先買五担。蓋恐蚕或不佳。致有賸葉也。亦有葉場僅數筐蚕之食。而看至一二十筐。全需買葉者曰開空頭蚕。葉賤之年僥倖獲利。若遇昂貴無可借貸。勢必將蚕傾棄。孽孰甚焉。……(C) 鎮人有並不養蚕亦盈千買売者。謂之做心思。雖似貿易實同賭博。究之失利者多。得利者少。有虧本而無力弥縫者。有已得利而仍歸烏有。轉至受累者。蓋葉昂則売主逃逸。買者非但無葉可發。即成本亦無從追取。設已銷出轉須買葉賠補。葉賤則買主逃逸。売者非但無處討錢。且予備之葉轉減價求售。於是債主催逼。家人争鬧至釀命案者亦有之。故販鮮一事實為敝俗之尤也。

（同治・民国『双林鎮志』卷14蚕事「稍葉」，『集成』22下）

(A) まず、養蚕農家の立場が書かれている。大眠後つまり蚕の四眠後に葉市が開かれ、「然る後

葉船を開く」という。「三眠後買葉者以舟往。謂之開葉船」（董蠶舟「蚕桑樂府」，咸豐『南潯鎮志』卷22農桑2）とあるように、水路が四通八達した太湖南岸地方では往來に舟を利用するのが通例であり、桑葉購入用の舟を運行しはじめることを「葉船を開く」と呼んでいた。なお、双林鎮では葉市は四眠後とあるが、南潯鎮や濮院鎮では三眠後である。そして、養蚕農家は「行票を取りて地に到り葉を紮ぬ」という。本多岩次郎が説いたように、「賒稍」＝予約法つまり先物取引であれ、「現稍」＝現場売買法であれ、葉行仲介のもと養蚕農家と栽桑農家とのあいだで取引が成立し、その場で現物の授受のおこなわれなければい、圃場で受けとるばあいの証明となる証書を葉行が発行し、これを「行票」とよんでいた。養蚕農家は「行票」を持参して圃場に到って桑葉を受けとり束ねて持ちかえる。そして、「地主が額を欠き償無きが如きは、則ち行中に至り倍罰せしむ。甚しきは或いは之を繫ること盜を捕るが如し」とあり、地主＝栽桑農家が契約どおりの桑葉を渡さず、弁償もしないばあいは、葉行に行き契約違反として倍額の支払いを栽桑農家にさせる。盜賊を捕縛するほどにきびしい、と言うのである。さきに、桑葉売買の取引に関しては葉行が絶対的地位にあることを費南輝『西吳蚕略』の記事で示したが、ここでも葉行が全責任を負っていることが語られる。葉行においてはきわめて信用が重んじられたことについては後述するが、この信用があってこそ牙行としての機能を十全に発揮できたのであり、契約不履行のばあいは葉行が介入して養蚕農家の利益を保証した模様がこの記事から推察される。

(B)では、10担の桑葉が必要であると予測しても、蚕の飼育の不調のばあいは不要になるため、あらかじめ5担しか買わないとか、自給用の桑葉をはるかに超える育蚕のあることなど、桑葉売買慣行を前提とする養蚕経営が語られる。そして、桑葉のすべてを購入に依存する養蚕「空頭蚕」のケースが述べられている。こうした桑葉売買を葉行が仲介したのであろうが、ここには葉行に触れられていない。

(C)、まったく養蚕に従事しないで桑葉を大量に売買することを「倣心思」という。投機的売買のばあい、桑葉があまりにも高騰すると、売主は逃亡してしまい、買い手は養蚕農家に出荷すべき葉がないばかりか、コストさえ回収できない。そのうえ、すでに販売契約をしておれば、他から桑葉を買って補い償わなければならない。他方で、桑葉価がひどく下落したばあいは、売り手は栽桑農家に支払った代金を回収できないだけでなく、養蚕農家との既契約の桑葉のほかにも預備のため準備していた桑葉も価格を下げ買い手を求めねばならなくなる、というのである。ここで(B)のばあいと(C)のばあいの違いが目をはく。(B)における自給用桑葉量と育蚕量のアンバランスは危険のあることを告げてはいたが、なお否定的にはとりあげてはいない。葉行が関与しなければならなかったであろう。ところが、(C)においては「倣心思」との呼称が示され「貿易に似るといへども、実は賭博に同じ」として、マイナス面が強調されている。(B)のケースは危険が内在しているとはいえ通常の養蚕経営であるが、(C)は投機として否定されているのである。こうした取引に対しては、葉行がいかなる役割をはたしたか、ここではまったく不明である。(A)における仲介的機能における信用の付与という文脈から推論すれば、不利になると逃亡してしまうといった取引は葉行の側で回避したのであろうか。

つぎも上と同じ双林鎮志卷14の記事であるが、冒頭部分の割注にあるとおり、この部分は民国期に増補された部分であるから、1910年代の事情を語っている。

二蚕（増）……旧時二蚕不多。所獲之利僅為婦女私蓄……。近則広養以為利。然較頭蚕不過

十之三四。蓋二蚕葉不可採盡。可供頭蚕十斤食者。僅可養二蚕三斤也。二葉有行。郷人採葉至行。対客買売為數不多。不若頭葉之成担成千可取行票也。

（同治原刊 / 民国補刊『双林鎮志』卷14蚕事「二蚕」，【集成】22下）

二蚕つまり夏蚕について述べるが、かつて不振であった夏蚕飼育が近來広く行われるようになった。とはいえ、10斤の頭蚕＝春蚕を飼育できる桑樹でも夏蚕は3斤しか飼育できないとしたうえで、「二葉に行有り。郷人葉を採りて行に至る。客に対し買売するも数多からずと為す」とみえて、夏蚕飼育用の二葉の取引にも葉行が介入することが判明する。ただし、二葉の取引高は多くないため、養蚕農家はやはり桑葉が大量に出廻る頭葉の購入契約をして葉行の「行票を取る」ことが推奨されている。夏蚕の飼育によって利益を得る養蚕農家が増加してきたが、なおも春蚕の飼育がより有利であるというのである。夏蚕飼育用の二葉の取引にも葉行が関与していたのである。

## （2）再販売購入的機能

（1）で濮院鎮の葉行、葉市についての沈廷瑞の文章を紹介したが、さきに引用した文のあとつぎの文章がつづく。

凡無葉而交易者，謂之空頭。葉価賤而望長者，謂之做大眠。価貴而望其短者，謂之做小眠。或賤買而貴売。或貴買而賤売。市僧以文射利。或頃刻獲利數倍。或頃刻而折本數倍。有以此起家者。亦有以此傾家且隕命者。凡売葉与蚕戶。待其做絲而収錢者，日敲絲車錢。較市価長一二分。万一蚕戶歎収。得而復失者亦有之。葉仙詩句甚俚鄙。郷人以卜葉価。却有応驗。

（『東畚雜記』（『類纂』 p. 152）

桑葉を準備しないでする養蚕を「空頭蚕」と称する事例は双林鎮に見られたが、「葉無くして交易する」ことをも「空頭」と呼んでおり、これはいわゆる空売りである。つぎに桑葉を安く買って「長利」＝高い利を期する「做大眠」と、高く買って「短利」＝安い利しか望めない「做小眠」が紹介される。「市僧は文を以て利を射る」とあるのは、「市僧」つまり葉行など牙行の問題である。桑葉売買に従事できるのは後述のように葉行にかぎられない。四柵に設けられた葉行のほか随時他の業者が参入しえたのである。「文」とは「天文」の謂であり、自然現象によって桑葉、蚕の収穫が左右され、それによって巨利を博する者、逆に破産して命まで失う者のあることが語られる。そして、養蚕農家から生糸の売却後に桑葉代金を受けるとる「敲絲車錢」は、市価より一、二割高価であるが、生糸価低落のばあいは代金を回収できないため欠損を出すことが述べられる。いずれも葉行その他投機的業者をも含めて桑葉を再販売するために購入するケースであるが、具体的状況はさほど明らかにならない。

つぎに示すのは前引の同治・民国『双林鎮志』卷14蚕事「稍葉」の記事(B)につづき(C)の前の文である。「原纂」の部分であるから、清末の事例である。

(D) 按開業者。先於上年冬杪向郷人買葉數百担。此時価賤。郷人度歲乏資。倩中保立券売葉於行家。謂之売現稍葉。(E) 開春漸昂亦有不昂之年。然聡無比冬日更賤者。至収蚕時交易漸盛。清明始用黄紙招帖。大眠開秤紮葉。日三市。頭市三日。中市五日。末市七日。末市大起上山。買売祇有零碎不成市矣。又葉価最不可定。自朝至晚每千斤有數千錢上下者。俗謂仙人難斷

葉価也。(F)養蚕之家赴行買葉。謂之喫戸。須擇地之近者。隨到隨發不能遲延。

大意はつぎのようである。(D)「按ずるに葉行を開く者、先に上年の冬杪に於て郷人に向いて葉数百担を買う」というから、葉行が直接栽桑農家から桑葉を買いつけるケースである。そして「此の時価賤し。郷人歳を度すに資乏しく、中保を倩いて立券し、葉を行家に売る」と「中保」を立てている。栽桑農家が葉行に対して先物で桑葉を販売することを「現稍葉<sup>16)</sup>を売る」といった。(E)、春になると桑葉価がしだいに高騰するが、騰らない年もある。しかし、葉行が契約した冬より安いことはない。蚕の収穫時期になると桑葉取引がようやく活発になる。清明節に葉行ははじめて黄色い厚紙の「招帖」貼りだす。そして四眠のころ桑葉の秤量を開始し搬送のため桑葉を束ねる。この部分は前引の(A)「大眠後葉市開秤」に対応している。葉市は、濮院鎮においては時期、時間により区分されていたが、双林鎮でも三市に分かれ、頭市が3日、中市が5日、末市が7日である。末市になると大起＝四眠起きで五齡蚕となり、やがて上山＝上簇し、葉を摂取しなくなるので売買は少なくなり市として成立しなくなる。このあと、桑葉価の変動の激しさ、予測の困難が記される。(F)は「養蚕の家、行に赴き葉を買う」と養蚕農家の立場での記述である。葉行で桑葉を購入する養蚕農家を「喫戸」とよんでいた。養蚕農家は近くの葉行を選ばねばならない、桑葉が入荷するとすぐに搬出し遅延してはならないからである。

この文章で判明することはつぎの点である。第一、前稿で養蚕農家が前年に桑葉の先物買いをしている事例を紹介したが、(D)にみられるように、葉行もまた同様に数百担という大量の桑葉の売買契約をしていることである。資金力のある葉行であるだけに、冬末の桑葉価の安価な時期に大量に買いつけることが可能であった。第二に、葉行が直接購入するばあいも、これが大量の先物売買であるためか、べつに「中保」を立てて証書を作成している。前述のとおり、葉行は信用度の高い商人であったと思われるが、葉行であっても契約にはかならず「中保」を立てるといふ商慣習があったのである。第三に、(E)の部分で、清明節に「招帖」を貼りだすというのは、おそらく桑葉売買取引の開始の広告であろう。取引きが開始されるが、蚕飼育はまだ本格化していないから、売買契約を受けつけるのであろう。第四に、四眠のころ「開秤紫葉」とあるので、桑葉のじっさいの授受は双林鎮では四眠のころになり、それを葉市とよんでいたのである。第五に(F)の部分では、養蚕農家に対して桑葉買いつけの葉行の立地に対する注意が記されている。濮院鎮では郊外の養蚕農家にとって交通至便の四柵に葉行が設置されていた。いかに迅速に新鮮な桑葉を持ちかえるかということが蚕飼育にとっては喫緊の要事であった<sup>17)</sup>。

同治・民国『双林鎮志』の巻17にも桑葉がとりあげられる。同巻は采録・補録とあるので、民国10年代の事情である。

盛時銷数万担。近不過万余担。(A)昔時郷民植桑不遺余力。所産桑葉較多。而育蚕者又每自持重不敢多育。故有余葉以供湖浜人之來購。(B)近今郷人往往冒險多育。本地所産之葉僅可敷用。而地戸有予售己葉於葉行。臨時又購葉於他方者。迹若交換而前後。低昂価懸時。或大受其困矣。

(同治・民国『双林鎮志』巻17商業、出口貨之調査「青桑葉」、【集成】22下)

冒頭に「銷数」つまり取引される桑葉の量が述べられ、近頃は盛時の五分の一でしかないことが語られる。(A)は盛時の事情であり、桑の栽培が盛んで多量に産出したばかりか、養蚕農家もあえて多量の育蚕をひかえていたため余剰が生じ、もっぱら他の地域からの客に売っていたという。養蚕製糸の盛んであった19世紀後半期に桑葉産出量・流通量が多量であったことは事実であ

るが、前稿に詳述したように清代における投機的育蚕・栽桑の盛況からみても、在地養蚕農家の育蚕量の少なさに桑葉量の余剰の原因を求めることは困難である。この部分はただちには信頼できない。(B)の部分に栽桑農家で予め葉行に桑葉を売る者や他地方から桑葉を購入する者がいる、と述べて、1920年代になお葉行が桑葉の先物取引に活躍しているさまが窺えるが、これ以上にはわからない。

つぎに、写本で残されている秀水県志の記事である。

各郷栽桑。地狹所産僅足飼小蚕。曰小葉。莫多於郡城之南。三眠後買葉者。以舟往。謂之葉船。牙僧射利者。謂之放船。究之得利者多。失利者少。

（民国『重修秀水県志稿』、不分卷、『類纂』p.145）

秀水県は嘉興府の附郭であるだけに都市化した地域が多いのか、「地狭く」産出する桑葉は小蚕すなわち稚蚕<sup>18)</sup>の飼育に足るだけであり、県城の南が多い、という。三眠後の壮蚕期になると養蚕農家は桑葉が不足するため舟で買いにゆき、これを葉船といった。ここでの「牙僧」とはさきの「市僧」と同様に葉行ほか桑葉売買に従事する牙行等のことである。養蚕のためでなく「射利」を目的に舟を出す牙行のばあいは「放船」といったという。「葉船」については双林鎮においても「葉船を開く」という用語が現れたが、とりわけ牙行＝葉行などの桑葉買いつけの舟は、これと区別して「放船」と称したのである。そして、「利を得る者多く」という意味の記述は他にも類出するが、後段の「利を失う者少なし」という部分は類を見ない記述ではないか。前段の文章のあとには、利を失う者も多いという文が対をなして続くことが一般には多い。ここでは、葉行の営業が安定していたことが強調されているのである。

最後に烏青鎮の葉行について検討を加えたい。烏青鎮はいわゆる江南の五大鎮には数えられないが、その規模は南潯鎮とならんでほかに五大鎮を凌駕する「巨鎮」であったという<sup>19)</sup>。烏青鎮は「烏戍」とも呼ばれて古くから発達した鎮であるが、南北に流れる市河をはさんで西の烏鎮と東の青鎮をあわせて烏青鎮と呼んだ。ただし清代には、行政的には両鎮は分かれており、烏鎮は湖州府烏程県、青鎮は嘉興府桐郷県に属していた。ここに利用するのは乾隆・民国『烏青鎮志』巻21、民国期の補纂にかかわる部分である。

(A) 桑葉為農村生産之一。四柵均設有行。清光緒年間葉市甚盛。約有十万担出口。均由下郷（南潯、震沢、壇邱等处）蚕戶來此採購。其時有黃世茂・徐鼎和・徐永豊・黃万豊・潘恒豊・陸三泰・張合盛各大行。此外尚有小行多家。(B) 葉行營業。先於上年冬。赴下郷拋壳。訂明成葉幾担。收取定銀。至次年到行發葉交清。(C) 一面向本郷葉戶予備春葉。葉價付足。如次年無葉採發。照葉市頂價償還（青葉買売極守信用。郷民売葉不出憑据。俗語云青葉不點頭。謂點頭即成交矣。又云兩面青無面情。兩面青指青葉也。無面情重信用也）。

（乾隆・民国『烏青鎮志』巻21工商「桑葉業」、【集成】23）

(A)は四柵にはすべて葉行があること、光緒年間（1875-1908）が盛期であり、約10万担の移出のあったことを伝えるが、烏青鎮には下郷すなわち南潯および江蘇省の震沢、壇邱などの養蚕農家が購入に来るといふ。つづいて、光緒期の葉行として黄世茂以下七葉行が「大行」として列挙され、さらにこれ以外に多数の「小行」のあることが記される。桑葉売買の盛んであったことが、葉行数の多さからも類推できる。ここでの大葉行は次章での検討対象である。(B)は葉行の先物取引を示す貴重な記述である。葉行は「上年冬に先じて、下郷に赴き拋売す。成葉幾担を訂明し、



定銀を收取す」とあり、葉行が冬の前に当地の桑葉需要地である下郷に行き「抛賣」＝投売りするという。売買契約が成立すれば、契約された額＝「定銀」を收取する。つぎの年になると養蚕農家が葉行に赴き、葉行が桑葉を引渡すことで取引は完了する。(C) 他方で、葉行はさらに当地の栽桑農家に春蚕用の桑葉を準備させ、その代価を追加支払いする。もし引渡すべき桑葉の無いときは「葉市頂価」、すなわち葉市の最高値でもって賠償する、という。ここで割注が入り、桑葉売買ではきわめて信用が重んじられている、ということで栽桑農家が葉行に桑葉を売却しても農家は「憑据」（おそらく代金受領証であろう）を出さない風習と、信用の重視を意味する俗諺が記される。

前稿にみた小規模の養蚕農家からここでの葉行のごとき大量に購入する業者にいたるまで、桑葉売買については明代以来の先物取引が盛行していたことが理解できるが、注目されるのは、第一に烏青鎮においてはじつに大葉行が七店、小行が多数というような桑葉取引量の多さと桑葉商人の多さである。第二に、双林鎮においては葉行は前年冬末に栽桑農家から大量に桑葉を買いつけていたが、烏青鎮では前年冬に養蚕農家に対して先物の販売契約をしていることである。資金量において卓絶した葉行は、先物取引によって大量に購買契約を結ぶのであるが、同時にダンピングして多数の養蚕農家に桑葉を売りつける先物の販売契約をも行っているのである。第三に、桑葉の引渡しが可能ならば賠償措置である。双林鎮において栽桑農家が養蚕農家に契約どおりの桑葉を引渡せないばあい、仲介した葉行が倍額の賠償をさせた事例が見られたが、烏青鎮において葉行が養蚕農家に先物による販売契約のばあいは、市価の最高値という点で葉行がよきびしい責めを負っていたことが理解できる。第四に、信用の重視という例証として栽桑農家と葉行とで取引が成立しても、農家は代金の受領証を出さないという点はさきの双林鎮のばあいとは異なる。双林鎮では葉行が栽桑農家から先物取引で桑葉の購入契約を結ぶばあい、葉行のばあいも保証人をたて売買契約書を作成していた。双林鎮と烏青鎮のちがいは、あるいは清末の事例と民国30年代の事例とちがいは、あるいは先物取引と現物取引の相違にその理由があるのであろうか。疑問として残さざるをえない。

つぎに葉市についての叙述がつづく。

(D) 毎歲立夏。設櫃見採船。三朝開秤。開秤前發葉。每担祇發七十斤。或八十九十斤。開市有頭市・中市・末市。每市三日。葉価有早市・晩市・夜市之分。每担葉価一元五角至二元為平。陡漲時每担至三元四元不等。葉行上市。通宵達旦。採葉船封滿河港。葉行營業順利。驟可利市三倍（俗語云。四月黃金隨地滾）。如壳空失敗。即時破家。(E) 近年因葉戶採紮桑葉。拖泥帶梗。下郷蚕戶有不能信仰者。多往他處採購。故現有改發杜葉之名。杜葉価較客葉為貴（杜葉。本郷人自売本郷蚕戶。不能拖泥帶梗。早晚發葉。秤足百斤為一担。下郷蚕戶來此採購。必須於清晨帶露水發。葉拖泥帶梗。不足百斤謂之客葉）。(F) 但自絲価慘落後。青葉已不成市。隔冬与購春葉。及往下郷与売春葉。均已無聞。臨時買売僅有數家。小行及各米行帶做交易。全市祇數千担。進出每担葉価僅自五六角至一元。郷民有葉難售。惟有棄之於地。

（乾隆・民国『烏青鎮志』卷21工商「桑葉業」，【集成】23）

大意はつぎのようである。(D) 立夏になると帳場を準備し採葉のための船が見られる。立夏三日後に取引がはじまるが、それ以前に出る桑葉は1担といっても100斤でなく70～90斤の重さで取引される。市は頭市、中市、末市と濮院鎮と同様であり、毎市は三日間であるという。また葉

価は一日のうちでも早市、晩市、夜市によって異なる。そのため「通宵達旦」採葉船が「河港を封満」しているという。葉行の営業が順調なときはにわか三倍の利を獲得することが可能であるが、「空頭」＝空売りに失敗すればただちに破産する。

(E)の部分がこれまでにない具体的叙述である。近年栽桑農家が出荷するさい、桑葉は「拖泥帶梗」であるという。「拖泥帶梗」とは桑葉に泥がつき枝が混じっている状況を指すのであろうか、このため烏青鎮に桑葉購入に来る下郷の人は烏青鎮の葉行を信頼できないので、「他処に採購に往く」という者が多く現れている。この地では桑葉に「杜葉」と「客葉」の相違があり、杜葉のほうが高価である。(以下割注)杜葉は土葉である。同郷の養蚕農家に売るため、泥や枝を加える増量法は採用できない。1担は100斤の重さがある。ところが下郷の養蚕農家が来鎮して採購するものには、必ず早朝のうちに「帶露水發」水をかけ、葉には泥や枝を加えるため1担は100斤に足りない。これを客葉という。(F)の「絲価慘落」というのは、1931年のわが国の東北侵略後、日本製品の大量流入による生糸価格の暴落を示すが、<sup>21)</sup>桑業業においても葉市が立たなくなり、冬の前に購入契約をしたり下郷に春蚕用の桑葉の売約に行くことも聞かなくなった。桑葉売買はわずかに行われているが、小さな葉行あるいは米行が副業的におこなっているにすぎないと、その衰退が説明されている。

さてここでは、第一に葉市についてである。頭市、中市、末市と濮院鎮と同様に分かれるが、濮院鎮や双林鎮と異なるのは、一日のうち早市のあと晩市と夜市のあること、とりわけ、夜間にも桑葉市が開かれていることである。近辺の養蚕農家に桑葉を提供していた烏青鎮では夜間にまで河港が葉船で混雑し、「通宵達旦」賑わったというのは、烏青鎮が湖州・嘉興地方においても最大の葉市であったことの証左であらう。<sup>22)</sup>第二に、栽桑農家が桑葉に客葉と土葉を区別して販売している点である。桑葉に水をかけて重量を増やすという方法はよく採られていたのか、中国蚕糸業に関する調査報告にまま報告されるところであるが、<sup>23)</sup>地場の客と外来の客を区別して質の異なる桑葉を販売するというのは類を見ない慣習である。信用を重んじるという上述の叙述とは矛盾している。信用とは葉行の問題であって栽桑農民については無縁であったのであろうか。あるいは、地縁的に結合した「本郷」の農民に対してのみ葉行は信用を保証したのであろうか。烏青鎮に購桑にくる「下郷」すなわち南潯・震沢の人は常顧客であったにもかかわらず、かれらには「客葉」を売っている。こういう方法が採られれば、下郷からの客が「他処」に赴くのは当然であり、当地の栽桑業の信用低下は時間の問題であったであらうし、外来者がこうした客葉を観察すれば、中国の桑業について厳しい評価を与えるのはけだし当然のことであった。

### Ⅲ. 葉行の営業形態

牙行としての葉行の機能についてⅡ―(1)では費南輝『西呉蚕略』を引用したが、ここでは葉行に「牙帖・牙税無し」という文言の意味を検討したい。これについては、前稿において、葉行は牙帖も牙税もないという点から権力の管轄外存在であると解し、桑業業においては営業時期がきわめて短いため専業としては成立することが困難であり、他の業種の牙行が桑葉取引の期間に随時これに従事したのではないかと推測した(上 p. 51)。乾隆・民国『烏青鎮志』巻21工商に

各業種の店名が記録されており、葉行と他の業種との関連を示唆している。本章では葉行の営業形態について検討を加えたい。

江南地方の牙行を検討された山本進氏によれば、蚕糸業地帯において生糸の取買に従事した商人には、牙行として国家に登録された糸行と、糸行のもと生糸の取買に従事する小行があったという。<sup>24)</sup>「牙税」は牙行が官府に収める税であり、「牙帖」とは官府より下付される許可証である。<sup>25)</sup>すべての仲買商が牙行として牙帖をもち牙税を収めていたのではない。さきに引用した『烏青鎮志』巻21「桑業業」の(A)の部分に「四柵均設有行。清光緒年間葉行甚盛。……其時有黃世茂・徐鼎和・徐永豊・黃万豊・潘恒豊・陸三泰・張合盛各大行。此外尚有小行多家」と見えて、七大行の名が列挙され、このほか小行が多数あることが述べられていた。本書は補纂部分が充実しており、桑業業の条でも類書にない具体的記述があり、全文を引用したのであるが、ここに清代光緒期の大行として葉行名が列挙されるのと同様に、烏青鎮の他の業種についても商店名が掲げられている。そこで、上記七大行と同じ商店名を他の業種に求めると、じつに六行に同名の商店が見られる。もちろん、業種の異なる商店のばあい、同名の店の存在することはありうるが、第一に「巨鎮」とはいえ乾隆期の鎮は南北が7里、東西4里と<sup>26)</sup>2里の小都市にすぎず——とはいえ、18世紀段階に地方の鎮に南北約4<sup>里</sup>、東西約3.5<sup>里</sup>の規模の商店街・市街地のあったことはやはり驚異的でないか——、同名の店名が存在する蓋然性の小なること、第二に場所の明記されるばあいは同一であることが確認できること、第三に桑業業と関連のある業種に同名の見られること、以上から同名の商店は同一の商店、つまりその業種を兼営あるいはその業種が主たる業であって桑業業が兼営であると考えた。ただし、蚕糸業は清末が最盛期であり、その後衰退を加速するため転業するばあいも多いと思われる。したがって、店名が同一で同時期であることが確認できるばあいは、兼業の事例であるが、名称が同一でも時期が異なるばあいは兼業とは断定できず、むしろ転業であるとみなすべきかも知れない。

まず、大行筆頭の黄世茂の名は他にあらわれないが、第二の徐鼎和と第六の陸三泰について「桑秧業」の条に「業桑秧者。西北柵為多。西柵徐鼎和。北柵陸三泰。均為大行。……近年桑秧価値亦廉。営業較前為小」とあり、西柵北柵に桑苗商が多く、西柵の徐鼎和と北柵の陸三泰が大行であるという。桑業業においては四柵すべてに葉行のあることが述べられたが、桑苗業における西柵の徐鼎和、北柵の陸三泰は桑業業の同名の商店とみてさしつかえないであろう。両者は「近年」に属さないので光緒年間の葉行と同時期の営業であると考えられる。桑苗栽培業については前稿下注70で記したが、烏青鎮には杭州府海寧県長安と蘇州から桑苗がくるとい<sup>27)</sup>う。桑苗と桑業は養蚕業において密接に関連しており、両業種を兼営する葉行は多かったと思われるが、ここではいずれが主業であるかは不明である。桑業業においても大行と称せられたが、桑苗業においてはこの二行しか記されていないことから、斯業でも屈指の大行として烏青鎮で著名な商店であったと思われる。

北柵の陸三泰はさらに桐油業、顔料雑貨業をも兼営していた。同巻「桐油業」によれば、<sup>28)</sup>桐油業を代表するのは批発（卸売り）、門市（小売り）を兼ねた徐恒裕であり、陸三泰は徐恒裕につづく桐油行である。筆頭の徐恒裕は営業の久しいことが明示されるが、陸三泰桐油行が清代にまでさかのぼるのかについては不詳である。桐油行が扱う商品は外来の製品ではなく、この地方で生産された桐油であった。<sup>29)</sup>つぎに「顔料雑貨業」の条によれば、「今では」恒昌祥以下四行があり、

卸売り、小売りを兼ねるが、陸三泰が二番目に記されるので顔料行としても大行であったのであろう。各柵には小売りをもっぱらにする零細業者のあることも記される。なお、顔料とはペイント類を指すが、顔料雑貨業とされているのは、顔料行が雑貨・石油・線香・肥料・小麦粉を販売していたためである。さらに、「市梢」つまり鎮のはずれにある顔料行は蚕市においては蚕室暖房用の炭や育蚕用の雑貨を販売したというから、ここに桑業との関係が生じてくる。この陸三泰の主業がいずれなのか判然としないが、桑業と桑苗は兼業していたことは確実である。ただし、前章末尾に記したように九一八以後には小行か米行が桑業を扱っていたというから、大行陸三泰がなお業行であったことは疑問であり、「今では」桐油行兼顔料雑貨業に転業し、ここでの大行として著名であったのではないかと思われる。

つぎに「桑業業」で三番目に記された徐永豊の名は、水作業者の最初にあられる<sup>30)</sup>。水作業とは緑豆を粉砕つまりハルサメに加工する業種である。史料では現存する業者名の列挙という感があり、清代にまでさかのぼれるのか不明である。水作業は手工業に属しているうえ、養蚕業には直接関連しないのであるが、こうした手工業に従事するものが、養蚕の時期には桑業業に従事したのであろうか。あるいは清末に業行として著名であった徐永豊が民国期には転業しているのだろうか。徐永豊は水作業の最初にあげられているので、この業界では第一に位置している。

「桑業業」第四の黄万豊の名は油車業と醬酒業にあられる。油車には菜種から搾油する「菜車」、烏桕ナンキンハゼから柏油をとる「柏車」と大豆から搾油する「豆車」があったが、光緒年間にあった黄万豊は郷人のために菜種から搾油し加工賃をとる「郷車」であったという<sup>31)</sup>。ここでも手工業に属する黄万豊が業行という商業を兼営しているのである。なお、民国期の記事に南柵に黄万豊とあるので、光緒期に業行を兼ねていた黄万豊が民国期にも油車業を継続していたこと、その店が南柵にあったことが判明する。手工業者である黄万豊が桑業業という商業にも参入しているのである。さらに「醬酒業」の条によると<sup>32)</sup>、ここでの醬酒業は製造業ではなくて販売業である。この文章の後段の酒業に南柵の黄万豊の名があがっている。さきの油車業に黄万豊は南柵として出ていたから、同一の商店であることがこれによって確実になる。黄万豊は光緒のころから油車行と業行とを経営していたが、民国期にも油車行という手工業と酒業という商業を兼営していたのである。

業行第五の潘恒豊の名は絲業と磨坊業とにみられる。「絲業」の条によると<sup>33)</sup>、潘恒豊は内地向けの粗絲を扱う粗絲行をかつては代表していたが、民国期には、製粉業である磨坊業の業者として特記されている<sup>34)</sup>。清代の業行潘恒豊は同時に粗絲行を兼ねていたが、民国期には磨坊業として当地で著名であったのである。

桑業業の大行としては最後に掲げられた張合盛の名は菸業業にあられる<sup>35)</sup>。菸業業はこの地方に産出する葉タバコの取買を業務としていたが、光緒年間に張合盛が菸業行として営業をなしていたことが明示されており、清末には張合盛が業行とともに菸業行をも兼営していたことが理解される。

以上にみてきたように、業行は専業として桑業売買に従事していたのではなく、他の業種を兼ねており、むしろ桑業売買が副業であったのではないかと思われる。業行の兼営している業種においても陸三泰らのごとく業界を代表する商人であったことが多く、したがってこうした本業で培った信用と本業で蓄積した豊富な資金力を背景に、実力のある商人が信用の重視される桑業業

に参入してきたのではなからうか。

業行にみられたような営業形態はこの地方の商業・手工業ではかなり普遍的であったと思われる。以下兼業の実態をあげるが、紙幅の関係で史料は引用しない。すべて『烏青鎮志』巻21の民国期の補纂部分からである。まず、「光緒初、沈永昌独り盛んなり」（絲業）と、蚕糸業の盛時であった光緒期に絲行の首座にあった沈永昌は、烏青鎮が蚕糸業を主業とする町であるだけに、おそらく鎮最大の商人であったと思われるが、絲行であると同時に、マワタを加工する工場を経営していた。また、桐油業で業行陸三泰とともに列挙された楊坤元の名は桐油業のほかに「菸葉業」の条に「近今」の菸葉一業として記され、民国期には葉タバコ販売業を兼ねるほか陶磁器や瓦・石灰等を販売する窯貨業にもみえて、経営の多角化が目立っていた。桐油業において、「營業最も久し。遠近に著名なり」と称された徐恒裕は、裏餅すなわち大豆粕を扱う裏餅業においても「營業最も大にして亦最も久し」とその経営の大きさと古さが窺えるが、民国期には資金力を要する、ナンキンハゼを購入して搾油する、「資本較大」といわれる「栢車」をも経営していた。さらに、米行では大行といわれた陶復昌は酒販売業でも大行といわれていた。このほか、四柵の米行は大豆粕を扱っていたし、紙商が民国期には印刷業を兼ねたり、茶葉商が漆業を兼ねるばあいもあった。

#### IV. む す び

桑葉売買は、蔣猷龍氏の教示のごとく、養蚕業全体のうちではたしかに主要な問題ではない。とはいえ、養蚕戸の四分の一が桑葉の販売を、あるいは購買に依存していたというのは、中国養蚕業のひとつの特徴を示しており、中国蚕糸業を検討するさいに軽視しえない要素であると思われる。

本稿においては、前稿で紹介できなかった業行の具体像について、ある程度明らかにしえたと考える。すなわち、各鎮における業行の立地、業市の開設時間と時期、業市への「業船」の殺到、業行の仲介的機能においては先物取引における「行票」等の手続きと契約不履行のばあいの処置、再販売購入的機能として業行の先物取引における栽桑農家からの買いつけと養蚕農家への販売の具体相、さらに契約不履行のさいの処置、あるいは桑葉を販売するさいの重量増加を目指した不正な方法等、業行と業市をめぐっての桑葉売買についての具体像がかなり明確になり、業行ということばについてのイメージも具体的に形成できるようになったのではないか。ただし、桑葉売買における信用の問題に関してはなお不分明の部分が残されている。「中保」や「憑拠」、さらに「客業」と「杜業」という慣習など、桑葉売買の実態に関する事例をさらに収集して、具体的に検討することが必要である。

前稿で推定にとどまっていた牙行としての業行の問題は、烏青鎮における七大行と多数の小行という叙述および六大行の兼業についての検討で解決できたのではないか。烏青鎮においては、清末における大業行の店名を知ることができた。同名の店名が他業種に見られる点を利用し、業行と他の業種を兼営しているものとみなした。兼業種は商業に限られず、手工業に属する業種もあった。兼業種においても、大行として斯業の重鎮であることが多かった。季節的に、しかもき

わめて短期のうちに営業時期の終了する桑業のみを生業とすることは、経営の再生産にとってまず不可能であったばかりでなく、桑市の開かれぬ年間の大部分の時期を無為のうちに過ごすこともできなかった。当時の、地方の鎮における商業においては、複数の業種を多角的に経営することがむしろ経営にとっては安全かつ堅実な策であり、兼業はしごく普遍的な現象であった。他の業種において卓絶した商人が、豊富な資金と厚い信用をもって、とりわけ信用の重視される桑業に参入したのであろう。桑業売買がきわめて短期間に行われたこと、さらに業行が牙行として国家の認可を必要としなかったため、こうした兼業はしごく容易に行われたのであろう。烏青鎮の商人と業行の営業形態は、中国商業史のうえに、ひとつの典型を提供しているのではなかろうか。

## 注

- 1) 「清代の太湖南岸地方における桑業売買」(上)・(下), 『鹿兒島経大論集』27-4, 28-1, 1987. 2, 4. 以下前稿と略記。
- 2) 蚕糸業同業組合中央会(上原重美)編『支那蚕糸業大観』, 岡田日栄堂, 1929。
- 3) 陳学文『中国封建晩期的商品経済』(湖南人民出版社, 1989), 『明清時期杭嘉湖市鎮史研究』(群言出版社, 1993)。本稿では陳氏の著書のうち後者を利用している。陳学文氏前掲書と記すばあいは、後者を指している。
- 4) 『嘉興府城鎮経済史料類纂』(社会科学出版, 1983)は浙江省社会科学院歴史研究所・同経済研究所・浙江省嘉興市図書館の編一全体の編集が陳学文氏一であり、山根幸夫氏の紹介がある(『東洋学報』68-1・2, 1987.1, 同氏著『明清史籍の研究』, 研文出版, 1989, 所収)。本書については複写を勤務先同僚の森勝彦氏から拝借することができた。陳学文編『湖州府城鎮経済史料類纂』(浙江省社会科学院, 1989)についても山根幸夫氏の紹介があるが(『東洋学報』71-3・4, 1990.3), 筆者は入手できず、利用できなかった。
- 5) 蔣猷龍『湖蚕述注釈』(農業出版社, 1987)では『湖蚕述』の撰者が汪日楨とされている。『湖蚕述』の撰者名については、天野元之助氏が、王毓瑚『中国農書書録』, 中華書局活字本『湖蚕述』がともに撰者名を汪日楨としているが、光緒庚辰刊『湖蚕述』や汪が編纂に参加している同治『湖州府志』・咸豊『南潯鎮志』ではすべて汪日楨となっていることを指摘されている(『中国古農書考』, 龍溪書舎, 1975, p.445)。筆者も、前稿においては、東洋文庫蔵『湖蚕述』や『湖州府志』, 『南潯鎮志』によって、天野氏のこの指摘を確認したうえで「日」ではなく「日」と記した。このたび、上記の書物のほか、汪の撰になる『湖雅』や『清史列伝』巻73, 『碑伝集補』巻43の汪の伝においても同様の確認をした(ただ一書『農学叢書』所収本『湖蚕述』のみが、序、巻1は「日」であるのに、巻2, 3, 4において「日」と記している)。蔣猷龍氏にかぎらない。中国では、古くは毛章孫編『中国農書目録彙編』(1924)をはじめ、最近では章楷編『中国古代栽桑技術史料研究』(1982)から黎播編『中国農学遺産文献綜録』(1985), 閔宗殿編『中国農史系年要録—科技編—』(1989)にいたるまで、すべて「日」でなく「日」としている。中国では汪日楨が定着している感がある。「日」とする確たる根拠があるのであろうか。
- 6) 前掲『支那蚕糸業大観』, p.85。
- 7) 1987年9月12日付筆者宛私信。蔣猷龍氏はこの見解を公表されていないが、本稿に紹介する許可を得ている(1995年11月3日付筆者宛私信)。なお、氏の推計による養蚕戸の割合は厳密なものではなく、1950年代にまでおこなわれていた桑業売買の実態にもとづいた推定であり、あくまで概数であることを、蔣氏はとくに断わっておられる。
- 8) 本多岩次郎『朝鮮支那蚕糸業概観』(農商務省農務局, 1913) p.147, 313。なお、前稿上注25において、上原重美前掲書が広東においても桑業売買慣行が活発であるのに対し、明治30年に中国蚕糸業地帯を視察した松永伍作は『清国蚕業視察復命書』に、広東では桑業売買が稀にしかおこなわ

れないと記していることを述べ、疑問として残しておいた。ところが、その後に収集した文献で桑葉売買に触れているものはたいがいが広東においても桑葉売買の盛んなことを指摘する。じつに、松永自身が将来しみずから翻訳した広東養蚕業の紹介書 盧奕宸『致富新書 南清之多化蚕』（原書跋は1889年、丸山舎、1905）の「種桑時宜」には「設桑市」と桑葉市が特記されている。松永の復命書段階の判断が誤っていたのである。

- 9) 本多岩次郎前掲書 p.172-3。本多は「除稍」と「現稍」という用語を用いて桑葉の売買を説明するが、「稍」がまったく売買一般の意味に転じている。かれが調査した華中の製糸業地帯のうち、この用語を使用している地域があったに違いない。
- 10) 明清時代の江南五大市鎮とは盛沢・震沢・王江涇・双林・濮院を指していた（陳学文「明清時期江南の一箇專業市鎮—濮院鎮的社会經濟結構—」, 前掲書 p.231）。
- 11) 沈廷瑞の伝は民国『濮院志』巻19人物2（『集成』21）に収められるが、生没年等に触れぬため、かれがいつの人であったかは不明である。ただし、注13に記すように、「幽湖百詠」の作者沈涛は廷瑞の曾孫であり、沈涛は19世紀中葉から後半期の人と思われる。さらに、上記廷瑞伝は乾隆期の人の部分に収められ、また『濮院志』巻24芸文においては、『東畚雜記』は乾隆52年の序を付す『濮鎮紀聞』より前に挙げられている。乾隆の人とみて大過あるまい。
- 12) 濮院鎮では、「鎮四隅各有水柵。向以禦暴。承平日久廢弛不講。惟各水口橋下設橫木而已」（『濮鎮紀聞』巻1建置 橋梁, 『集成』21）とみえ、乾隆『烏青鎮志』巻2水利（『集成』23）に「置水柵。所以備寇盜也」と烏青鎮にも四柵があり、南潯鎮にも東柵、北柵、西柵、南柵の四柵があった（咸豐『南潯鎮志』巻3河渠, 『集成』22下）。四柵は鎮の「四隅」に設置されたが、烏青鎮のばあいは、乾隆・民国『烏青鎮志』巻首の「市街図」によれば（活字本乾隆志と木版本乾隆・民国志とは地図が異なる）、鎮は運河に沿って南北と東西にひろがるが、鎮の市街地内部にまで四柵の名称が使われており、烏青鎮に関するかぎり四柵は鎮の「四隅」ではない。
- 13) 民国『濮院志』巻14農工商は沈涛「幽湖百詠」から「青葉行開四市梢、客船銜尾恣喧嘩、葉仙詩句今年好、畢竟絲車容易敲」という詩を引いている。「市梢」の梢は隅と同義義であろうから「四市梢」とは四柵の別称であろう。四柵に開かれた葉行をめざす葉船の往来で賑わったさまがここにも詠われている。沈涛は、『濮院志』巻19人物2所載の沈涛伝によれば、注11の沈廷瑞の曾孫であったということが、いつの人か明示されていない。かれの「幽湖百詠詩註」（『濮院志』巻30, 志余）には「道光二十五年」の記事が出ているので、「詩註」は道光25（1845）年以後の著作であることが確実である。上記『濮院志』においては、沈涛伝は道光咸豐期の人の部分に挙げられている。19世紀の中期から後半にかけての人と考えられる。
- 14) 陳学文「明清時期双林鎮的社会經濟結構」, 前掲書 p.149。
- 15) 『湖蚕述』巻4二蚕には「二蚕時方農忙。故養者十才二三」とあり、飼育の時期が農繁期と重なることが、夏蚕飼育の少ない原因としている。蔣猷龍氏はこの部分に、「この時期にはちょうど桑条が生えはじめており、そのうえ桑葉のすべてを利用できないため、飼育量は春蚕の三割前後でしかない」と桑樹栽培と栽桑量にも問題のあることを注記している（『湖蚕述注釈』p.112）。
- 16) Iで紹介したように、本多岩次郎『朝鮮支那蚕糸業概観』は、「除稍」を予約法と名付け、「現稍」を現場売買法と名付けていた。ところが、ここでは先物売買すなわち予約法に「売現稍葉」として「現稍」という用語が使用されている。双林鎮では先物売買でも一定の代金の支払われたばあいに「現稍」、代金後払いに「除稍」が使われたのであろうか。
- 17) 前稿下注43において、桑葉売買の一般化を可能にした要因としてこの地方の立地条件（水路により交通至便）とともに桑葉の質が保存に耐えるという点を指摘した。上原重美のつぎの観察も上の推測を裏付けている。「桑葉は多く拳より伐条して、……蓋をして貯蔵するが、二日間位は充分貯蔵に堪え、本邦の桑のやうに摘葉間もなく枯れて終うやうなことはない。且つまた……葉は殆ど喰い尽くして終ひ、唯葉脈のみが残って居る有様で、之によって見るも、支那の桑葉が如何に良質なるかが窺はれる」（『支那蚕糸業大観』p.148）。

- 18) 前稿上注13で述べたように蚕は三眠までが稚蚕である。「小蚕用火。至三眠去之」（『湖蚕述』巻2 出火）。
- 19) 陳学文「明清時期双林鎮的社会經濟結構」, 前掲書 p. 149。なお、陳氏には烏青鎮についても專論がある。「明清時期烏青鎮的社会經濟結構」, 前掲書所収。
- 20) 前稿下注47において「烏戍」を烏鎮とした。執筆時、『烏青鎮志』を披覽できなかつたため、烏鎮駐防に地名の由来を求めたが、これはまったくの誤りである。烏青鎮を烏戍と呼んだのは、「鎮周属吳。吳戍兵備越。名烏戍」（乾隆『烏青鎮志』巻1 沿革）とあるように、戦国期吳越の対立時にまでさかのぼる。
- 21) 「又以九一八日人侵占遼寧後……日絲傾銷。致華絲異常慘落。厥絲向每担一千二百兩。今降為五百元。輯里絲每包七八百元。今降為三百余元。生産價格低落。農村經濟日衰。」（乾隆・民国『烏青鎮志』巻7 農桑一新纂, 『集成』23）
- 22) 陳学文氏によれば、嘉興・湖州二府においては、桑業取引は桐郷県石門鎮と烏青鎮に集中していた（「明清時期烏青鎮的社会經濟結構」, 前掲書 p. 137）。
- 23) 「市場売買ハ杭州地方ニ於テ多ク行ハレ立夏（五月六七日）後三日目ヨリ開市シ多量ノ水ヲ桑業ニ撒布シテ販売ス」（峰村喜蔵『清国蚕糸業視察報告書』, 農商務省農務局, 1903, p. 55）。「市場にて販売するもの多量の水を桑業に撒布して其の重量を殊更に増加するかの如き横暴の挙動をなすもの少なからず」（紫藤章『清国蚕糸業一斑』, 生絲検査所, 1911, p. 31）。「市場売桑ハ水ヲ撒布セルアリ或ハ枯凋シタルモノ又ハ発酵シタルモノ等葉質悪変セルモノ多キヲ以テ……」（本多岩次郎『朝鮮支那蚕糸業概観』, p. 172）。
- 24) 山本進「清代江南の牙行」, 『東洋学報』74-1・2, 1993, p. 49。なお、乾隆期の濮院鎮について、「各牙行之外。其雜売鷄鷺豆麥等者。謂之小行」（『濮鎮紀聞』巻7 雜流, 『集成』21）とあるのも、業種により小規模の商人のばあいは牙行でなかつた事例である。
- 25) 山本進氏前掲論文, p. 28。なお、蔣猷龍『湖蚕述注釈』（p. 42）は、『西吳蚕略』の牙帖、牙税に注記して、売買双方を仲介して取得する傭金＝手数料と解しているが、これには同意できない。
- 26) 「烏鎮市遠。縦七里横四里。青鎮縦同横半之」（乾隆『烏青鎮志』巻1 疆域, 『集成』23）。乾隆時に南北が7里、東西が6里であったという。乾隆・民国鎮志巻4 疆域（『集成』23）では同文を掲げるが、距離について注記していない。後者が、京師までの距離是北京から南京に遷都したために変動する旨を注記していることからすれば、民国期の烏青鎮の規模は乾隆期に変わらないのであろうか。民国志の巻首の地図の縮尺をみてもこの数字より大であるとは思えない。
- 27) 「桑秧有独条双槍之分。来自長安設行者收取用金。又有広秧産自蘇州。」（乾隆・民国『烏青鎮志』巻21 工商「桑秧業」, 『集成』23）
- 28) 「徐恒裕経営最久。遠近著名。批發・門市均售。營業較大。陸三泰・楊永昇・楊坤元諸家。皆頼郷莊。交易亦繁。故往時桐油一業營業亦鉅。」（巻21「桐油業」）
- 29) 「顔料一業在欧戰時均獲大利。鎮上各家積貨不多。獲利平常。昔時同盛泰營業尚広。今則恒昌祥・陸三泰・周源盛・仁泰牲爲大批發。門市亦盛。其各柵之經營此業者。專銷門市。雜貨之外。均以煤油・香煙或肥田粉・麵粉爲大宗。市梢各家。又於蠶市。兼售蠶炭及育蠶所用等物。」（巻21「顔料雜貨業」）
- 30) 「磨綠豆爲粉。名曰水磨。用牛力盤磨之。淋水使乾成爲塊粉。凡磨作之絲粉・粉皮。均以此粉成之。……徐永豊・沈德順……均營此業。」（巻21「水作業」）
- 31) 「有菜車・柏車・豆車之別。……洪楊後董氏最盛。有董隆昌及隆昌義記兩車。清光緒間復有黄万豊・王興隆。皆係郷車（郷人自携菜子。代打菜油。收取車費。名郷車）……入民国後……南柵有黄万豊……柏車則資本較大。冬令小雪開車。取買柏子製成柏油。……子千担需費五六千元。成爲一擋。徐恒裕・東号向於冬令做兩擋。黄万豊・沈和茂等亦嘗經營一二擋。」（巻21「油車業」）
- 32) 「本鎮醬業必兼售食塩。高公生經營最大……酒業以北柵陶復昌爲大。南柵黄万豊・沈利昌次之……高公生・源生各大醬園亦兼售。」（巻21「醬酒業」）



- 33) 「粗絲銷內地機戶。杭紹盛況各幫。吾鄉產絲不多。昔有潘恒豐等粗絲行數家。今有邱恒茂・陳德記。營業不大。」（卷21「絲業」）
- 34) 「磨麥為粉。用牛力盤磨。昔有姚隆泰諸家。現有唐洽源・潘恒豐……等數家。但近因機器麵粉輸入內地。磨坊營業亦受影響。」（卷21「磨坊業」）
- 35) 「清咸同間菸業之盛首推徐合順。……其時塘北無菸收購。塘南菸葉（桐鄉鼎志云。菸葉產南鄉。塘北則無。……今塘北亦產菸葉。惟不及塘南之佳）行銷於江淮等處。……光緒間有程天順・邱隆昇・沈長和・張合盛等行。營業均不發展。……近今菸葉一業。有沈長和・楊坤元・沈利昌等行。」（卷21「菸葉業」）